

土浦市中心市街地開業支援事業店舗改装費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の中心市街地における商業・業務機能の活性化を図るため、中心市街地区域内に存する空き店舗を利用して開業する者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 土浦市中心市街地活性化基本計画（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の認定を受けたものをいう。）で定める区域をいう。
- (2) 空き店舗 店舗、事務所その他の事業活動の用に供する施設であって、現に3か月以上継続して使用されていないものをいう。
- (3) オフィス 事務所若しくは営業所の用に供し、又は学習塾、ダンス教室等の会員等の特定の顧客にサービスを提供する施設をいう。
- (4) 商業用施設 小売業、飲食業又はサービス業の用に供する施設（オフィスを除く。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下この条及び次条において「補助対象事業」という。）は、中心市街地区域内に存する空き店舗を利用して開業する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中心市街地地域のにぎわい創出に効果があると認められる事業
 - (2) 継続が可能な事業として土浦商工会議所から推薦を受けたもの
- 2 補助対象事業のうちオフィスとして利用することができるものは、常勤の従業員を2人以上雇用する事業とする。
- 3 補助対象事業のうち商業用施設として利用することができるものは、建物の1階若しくは2階部分であって出入口が道路に面し、又は土浦市川口一丁目3番地内に存する空き店舗を利用する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、空き店舗の改装に係る工事（以下「店舗改装工事」という。）を行う事業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 店舗改装工事及び補助対象事業に係るオフィス又は商業用施設の賃借料について、国若しくは県又は本市が実施する他の補助制度による補助等を受けていないこと。
- (4) 市内に事業所を有する業者と店舗改装工事に係る請負契約を締結すること。
- (5) 前号の業者から、店舗改装工事に係る当初見積額の10パーセント以上の減額を受けられること。
- (6) 店舗改装工事に着手する日の1か月前までに、土浦商工会議所中小企業相談所（第7条第2項において「相談所」という。）に経営相談を行い、かつ、開業後も継続して経営指導を受けること。
- (7) 第7条第1項の規定による補助金の交付の決定があった日から起算して2か月以内に開業すること。
- (8) 午前9時から午後6時までの間におおむね6時間以上営業し、かつ、週5日以上営業すること。
- (9) 開業後2年間は、事業を継続する意思を有すること。
- (10) 開業する地区に商店会等が組織されている場合にあっては、当該商店会等の組織に加入すること。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受けていないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市内で既に開業している者が中心市街地区域内に移転する場合は、補助金の交付の対象としない。ただし、物件の取壊し等やむを得ない事由により移転するときは、この限りでない。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下この項において「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---|--|
| 次に掲げる費用（消費税及び地方消費税を除く。） 1 店舗改装工事のうち、内装工事、外装工事、電気設備工事、給排水設備工事、空調設備工事及び 附帯設備工事（キッチン、カウンター、照明等で 建物と一体となったものに限る。）に係る費用 2 店舗改装工事の設計に係る費用 | 補助対象経費の 合計額に2分の 1を乗じて得た 額とし、50万 円を限度とす る。 |

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、土浦市中心市街地開業支援事業店舗改装費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 店舗改装工事に係る契約書、内訳明細書及び図面
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 土浦商工会議所から推薦を受けたことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、土浦市中心市街地開業支援事業店舗改装費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行うときは、あらかじめ相談所の意見を聴くものとする。

（補助事業の内容変更等）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、土浦市中心市街地開業支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認したときは、土浦市中心市街地開業支援事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、土浦市中心市街地開業支援事業店舗改装費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（1）補助事業に係る支払を証する書類

（2）店舗改装工事の施工前及び施工後の写真

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、土浦市中心市街地開業支援事業店舗改装費補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から起算して10日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、土浦市中心市街地開業支援事業店舗改装費補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、開業後6か月を経過した日から起算して30日以内に、開業した事業の営業時間、雇用者数、来客者数、収支状況、中心市街地活性化事業への参加状況等が分かる書類（次項において「書類」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時書類の提出を求めることができる。

（関係書類の保存）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない

い。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。